

全国森林計画（令和5年10月13日閣議決定）

広域的な流域（44流域）ごとに定めている①森林整備及び保全の目標、②伐採立木材積、③造林面積等の計画量について、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に応じた計画量を算定しています。

計画量（抜粋）

区 分		計画量 (15年間)	(参考) 年平均とした場合の計画量
伐採立木材積 (万m ³)	総 数	88,899	5,927
	主 伐	54,458	3,631
	間 伐	34,441	2,296
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375	92
	天然更新	792	53
林道開設量(千km)		14.6	1
治山事業施行地区(百地区)		336	22
保安林面積(千ha)		13,061.8	—

※計画期間：令和6年度～令和21年度

※上記（参考）の「年平均とした場合の計画量」は、15年間の計画量を15等分した年平均量を目安として示したものの。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針（抜粋）

森林の 有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水 源 涵 養 機 能 かん	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
山地災害防止機能 ／ 土 壌 保 全 機 能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
保健・ レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
文 化 機 能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。
生 物 多 様 性 保 全 機 能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。
木 材 等 生 産 機 能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。